

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 山内
日 時	平成28年12月16日(金曜日)	開 議 閉 議	午前10時00分 午後 1時15分
出席委員	◎石野 ○山本 三上 奥野 田中 竹田 木曾 堤 西口議長		
執行機関 出席者	藤村市長公室長、片山人事課長、 木村企画管理部長、浦財政課長、山本財政課副課長、 田中生涯学習部長、伊豆田市民力推進課長、中川人権啓発課長、三宅スポーツ推進課長、 安藤人権啓発課主幹、 大西総務部長、石田総務課長、森川自治防災課長、林税務課長、谷税務課担当課長、 竹村総務課副課長、山内自治防災課副課長、名倉総務課総務係長、 山本教育部長、白波瀬教育部次長、吉村教育総務課長、土岐学校教育課長、 永田学校給食センター所長、中川教育総務課副課長、田中学校教育課副課長		
事務局	門事務局長、山内事務局次長、船越副課長		
傍聴	可	市民 0名 報道関係者 1名	議員 3名 (小松、酒井、小川)

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

2 事務局日程説明

10:05

3 議案審査

(議会事務局 入室 (移動))

10:05～

【議会事務局】

(1) 第1号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

議会事務局長 あいさつ

議会事務局次長 説明

《質疑》

なし

10:10

(議会事務局 退室 (移動))

(市長公室 入室)

10:12～

【市長公室】

(1) 第1号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

市長公室長 あいさつ
人事課長 説明

《質疑》

なし

- (2) 第 9号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
(3) 第 10号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

人事課長 説明

《質疑》

なし

- (4) 第 11号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

人事課長 説明

《質疑》

なし

- (5) 第 34号議案 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
(6) 第 35号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

人事課長 説明

《質疑》

なし

— 秘書公室長から、「市の象徴」について報告 —
<市長公室長>

市の象徴について、現在、6名の委員で構成する市の象徴検討委員会で検討いただ
いている。

現在の市の花「つつじ」市の木「桜」に、新たに市の魚「アユモドキ」市の石「桜
石」を加えていこうという流れがあり、12月定例会閉会後の年内にもう一度会議を
持って最終結論を出し、年明けからパブリックコメントを実施していく予定である。

現時点での案を各議員のメールボックスに入れさせていただき、年明けには総務文教常任委員会月例で説明させていただきたいと考えている。

その後、3月定例会で議員の皆様の承認を得て、新たに「市の象徴」を制定していきたいと考えているので、よろしく願います。

10:30

(市長公室 退室)

(企画管理部 入室)

10:32～

【企画管理部】

(1) 第1号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

企画管理部長 あいさつ
財政課長 説明

《質疑》

なし

10:38

(企画管理部 退室)

(生涯学習部 入室)

10:40～

【生涯学習部】

(1) 第1号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

生涯学習部長 あいさつ
各政課長 説明

《質疑》

<田中委員>

保津文化センターの改修工事については、3月末には当然終わらないと思うが、3月定例会で繰越事業として提案される予定か。

<人権啓発課長>

平成29年度の繰越事業として実施していきたい。

3月定例会において、補正予算の中の繰越明許費設定として提案させていただく予定である。

(質疑終了)

10:47

(生涯学習部 退室)

(総務部 入室)

10:49～

【総務部】

(1) 第1号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

総務部長 あいさつ
各課長 説明

《質疑》

なし

(2) 第12号議案 亀岡市税条例の一部を改正する条例の制定について

税務課担当課長 説明

《質疑》

なし

(3) 第22号議案 亀岡市蕨田野生涯学習センターに係る指定管理者の指定について

(4) 第23号議案 亀岡市大井生涯学習センターに係る指定管理者の指定について

(5) 第24号議案 亀岡市西別院生涯学習センターに係る指定管理者の指定について

(6) 第25号議案 亀岡市河原林生涯学習センターに係る指定管理者の指定について

自治防災課長 説明

《質疑》

なし

(7) 第31号議案 京都地方税機構規約の変更について

税務課担当課長 説明

《質疑》

<田中委員>

平成27年度から今年度の直近までの間に、亀岡市から税機構へ送られた未納分の件数、及び差押え件数は。

<税務課長>

平成27年度の亀岡市から税機構への移管件数は3万374件である。

平成28年度の11月末までの移管件数は2万4488件である。

差押え件数は、平成27年度は、亀岡市を含む中部事務所全体の件数として912件、平成28年度の現在までの件数は569件となっている。

<木曾委員>

今回、軽自動車税に係る課税業務の一部が税機構に移管されるが、これでほとんど

の税に係る業務が税機構に移管されることになるのか。

業務移管の状況は。

<税務課担当課長>

平成22年1月から、徴収業務を移管している。

平成24年2月から、4月からの施行となるが、法人関係税の課税事務を移管している。

平成28年4月から、軽自動車税の申告書等のデータ作成事務を移管している。

このように、順次、事務の移管により共同化を進めているところである。

(質疑終了)

11:05

(総務部 退室)

(教育部 入室)

11:07~

【教育部】

(1) 第1号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

教育部長 あいさつ

各課長 説明

《質疑》

<木曾委員>

小学校3校のトイレ改修費の補正予算について、今年度中に執行ができるのか。

<教育総務課長>

国の第2次補正予算を活用して事業を進めていこうとするもので、今年度中に契約を行い、実際の工事は翌年度に繰越して実施することとなる。

<木曾委員>

翌年度に繰越すということだが、工事は夏休みに行くことになるのか。

<教育総務課長>

実質の工事は、夏季休暇期間中を予定している。

<木曾委員>

トイレ改修、空調設置について夏休みに一挙に行うのではなく、冬休み・春休みも含めて工事計画をきっちりと立てて、工事の組立て方を考えてもらえるのか。

<教育部長>

トイレ、空調については学校と調整中であるが、工事を実施する時期が限定されてくるので、効率的に進められるよう、前倒しして出来る部分については学校と調整して実施していきたい。

<木曾委員>

国の補正予算を活用して、今回補正計上されているのであり、繰越しは止むを得ないとしても、進んでいく形を皆さんにも知ってもらうことが必要である。

慎重に進めてもらうということによいか。

<教育部長>

工事は繰越して平成29年度に実施となるが、出来る限り期間配分をする中で対応していきたい。

<竹田委員>

木曾委員から質疑のあった点については、やはり議事録に残るので、校名等丁寧に説明していただくように要望しておく。

就園奨励費等助成経費について、今回の補正でもまだ国基準を下回っているのか。

<教育総務課長>

今回の補正予算では、私立幼稚園の就園奨励補助金の金額を、国の上限額一杯まで支給することとして措置した場合の必要額として、計上させてもらっている。

<竹田委員>

国の基準を維持しているということによいか。

<教育総務課長>

国の方では上限額を定めているが、金額を定めている訳ではないので、上限額一杯まで支給させてもらうこととしていると答えさせてもらったところである。

<竹田委員>

過去に上限額より下げたことはあるのか。

<教育総務課長>

これまでにはない。

<田中委員>

①小学校費、中学校費ともに要保護・準要保護児童生徒援助経費を増額されているが、これは対象人数が増えたのか。あるいは支給金額が増えたのか。

②小学校費、中学校費ともに工事請負費を計上されているが、先程もあったとおり、校名をきちりと説明すべきである。

③小学校のトイレ改修に関わって、洋式トイレの割合についての計画は。

④就園奨励費等助成経費について、なぜ今この時期に補正なのか。

<学校教育課長>

①要保護・準要保護児童生徒援助経費の増額補正は、対象人数の増加によるものである。

<教育総務課長>

②中学校の空調設置の5校は、亀岡中学校、東輝中学校、詳徳中学校、南桑中学校、大成中学校である。

小学校のトイレ大規模改修の3校は、大井小学校、つつじヶ丘小学校、城西小学校である。

④就園奨励費補助金については、当初予算では対象児童数を前年度ベースで見込んで措置している。

国の制度の中で、段階的な無償化に向けた取組みの一環として、毎年のように補助金の拡充がされており、対象者が前年度見込んでいた数と差異が生じてくるのが1点ある。

また、ここ2～3年前から、補助金の対象となる保育料に各幼稚園で諸経費を取込む動きがあり、毎年のように保育料の改定をされていることから、増額の支給となっている。

そのような要因によって、どうしても補正予算での対応となる部分が出てくるので、理解願う。

<田中委員>

各幼稚園で諸経費を保育料に取込んでいるということだが、取込んで良いのか、悪いのか。

<教育総務課長>

国庫補助金の制度上、対象経費は入園料・授業料（保育料）となっており、基本的に諸経費は含まれていない。ただし、保育料の中に諸経費が含まれていても、いくつかの条件を満たせば国庫補助金の対象となりうる場合があると規定されていることから、各園においてもそういった措置が講じられているところである。

<田中委員>

厳密に対象となるかどうかについては、教育委員会でチェックされているのか。

<教育総務課長>

保育料の内容について、各園から園則等をもって確認している。

<田中委員>

確認の結果、適正として対象分の補助金を出しているということによいか。

<教育総務課長>

適正の判断は難しいが、保育料として園則の中で定められていれば対象としている。

<教育部長>

国庫補助金の対象としては保育料となっているが、諸経費についても園則で定めれば、国庫補助対象として認められることとなる。

<山本副委員長>

当初予算では、諸事情によって国の上限額に満たない額を計上されており、今回、補正予算によって上限額を満たす額を計上されようとしているが、今後、このようにされるのか。

<教育部長>

今年度については、教育委員会と4園で国庫補助対象額について協議を重ねてきたが、かみ合わない部分もあって、結果的に今回は補正予算でお願いしている。

次年度以降については、一定方向性を定めて、当初予算で見込める分については、当初予算で措置できるようにしていきたい。

<竹田委員>

就園奨励費補助金について、亀岡市の場合は個別に個人に入ることになっていると思うが、支給日はいつか。

<教育部長>

各園でとりまとめて交付されるので、今回、補正予算可決後に事務を行い、1月には園の方に渡して、保護者に配っていただくこととなる。

<竹田委員>

それは例年どおりか。

<教育部長>

例年どおりである。

<竹田委員>

国庫補助対象額について、園側と行政側で認識、見解の相違はあったが、保護者に対しての支給額については、変化はないということによいか。

<教育部長>

そのとおりである。

<田中委員>

先程の質問で、洋式トイレの計画上の割合は。

<教育部長>

③現在、学校と調整中だが、概ね洋式化を主流として調整している。

(質疑終了)

(2) 第13号議案 亀岡市立義務教育学校設置条例の制定について

(3) 第14号議案 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

教育総務課長 説明

〈質疑〉

〈木曾委員〉

今までどおり6・3制でいくのか、3・3・3制となるのか等、学校間の調整が難しくなる心配がある。

その取扱いについては、十分現場の先生方や学校長等と協議をきっちりとした上で実施していただきたいと思っているが、今後、どのように進めようとされているのか。

〈教育部次長〉

亀岡川東学園について、どこで区切るかということは、現在、学校を中心に考えてもらっているところである。

基本的には5・4制あたりが妥当かと思っているが、ただ学習指導要領に定められた小学校の6年間、中学校の3年間の内容は変わらないので、学校が変わっても対応できることとして確認している。

〈木曾委員〉

例えば5・4制でいく場合、5年生で卒業証書を渡すのか。卒業の区切りはどうなるのか。

〈教育部次長〉

義務教育学校になると小学校の卒業式はなくなるが、6年間の前期課程を終えた修了証書を渡すこととなる。

〈三上委員〉

義務教育学校となった場合、特別な職員の定数配置基準があるのか。それとも従来の先生が配置されることになるのか。

また、教職員の勤務状況について、負担は増えるのか。

〈教育部次長〉

配置については、今までどおりの定数配置となっている。

勤務については、中学校では大規模校に比べて持ち時間数が少ない傾向があるが、そういったことを活用して、小学校にT・T（ティームティーチング）として入ることとしている。

負担については、校種を超えた指導を特色として取組んでいるので、そういった点で精神面での負担増はあるかもしれないが、物理的な負担については、極力、今までと変わらないように調整している。

〈木曾委員〉

小中一貫校（義務教育学校）について、実際に運用している学校に視察を行い、出来る限り亀岡川東学園がうまく運営できるようにしていかれたらと考えるが、どうか。

〈教育部次長〉

亀岡川東学園でもそのような意向を持っているので、視察を行う予定で調整中である。

〈田中委員〉

先程の就園奨励費の関係で、一括して各園に交付し、それから保護者に渡るということだが、確実に保護者に渡ったということは、どのように確認されているのか。

<教育部長>

各園から実績報告という形で確認書を付けてもらって、それで確認している。

<竹田委員>

保護者に支払う時に、園の方で保育料と差引きして支払うということはあるのか。

<教育部長>

保育料は先払いされているので、それに対する補助金となる。

<竹田委員>

ということは、100%保護者に入るということでよいか。

<教育部長>

そのとおりである。

(質疑終了)

11 : 46

(教育部 退室)

4 討論～採決

(委員間討議なし)

《討論》

<田中委員>

第31号議案について、今回、軽自動車税に係る課税業務の一部が移管されることとなるが、市の課税自主権に関わって問題があると考えてるので、反対とする。

詳しくは本会議で述べさせていただきます。

《採決》

<石野委員長>

賛成者は挙手願う。

第 1 号議案 (一般会計補正予算)	挙手全員	可決
第 9 号議案 (特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)	挙手全員	可決
第 1 0 号議案 (一般職員の給与に関する条例の一部改正)	挙手全員	可決
第 1 1 号議案 (職員の退職手当に関する条例の一部改正)	挙手全員	可決
第 1 2 号議案 (亀岡市税条例の一部改正)	挙手全員	可決
第 1 3 号議案 (亀岡市立義務教育学校設置条例)	挙手全員	可決
第 1 4 号議案 (学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例)	挙手全員	可決
第 2 1 号議案 (ガレリアかめおかに係る指定管理者の指定)	挙手全員	可決
第 2 2 号議案 (葎田野生涯学習センターに係る指定管理者の指定)	挙手全員	可決

第23号議案（大井生涯学習センターに係る指定管理者の指定）	挙手全員	可決
第24号議案（西別院生涯学習センターに係る指定管理者の指定）	挙手全員	可決
第25号議案（河原林生涯学習センターに係る指定管理者の指定）	挙手全員	可決
第31号議案（京都地方税機構規約の変更）	挙手多数	可決
第34号議案（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）	(反対：田中委員、三上委員) 挙手全員	可決
第35号議案（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）	挙手全員	可決

《指摘要望事項》

＜石野委員長＞

指摘要望事項はあるか。

＜木曾委員＞

小学校3校のトイレ改修、中学校5校の空調設置に関して、せっかく補正予算で計上するのであり、当初予算に計上した場合と同じ日程で進むのであれば意味がないので、きっちりと時期を見て工事を進めてもらうことを指摘要望としたい。

— 全員了 —

11：52

(休憩)

11：52～12：00

5 請願審査

(1) 受理番号4 亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金の国基準を求める請願

— 口丹波私立幼稚園PTA連合会 会長 出蔵裕子氏、口丹波私立幼稚園教会 会長 野波雅紀氏から請願書等に基づき意見陳述 —

12：10

《質疑》

＜竹田委員＞

今までに補助金が減額されたことはあったか。

＜野波氏＞

私が幼稚園に赴任する15年以上も前には、国基準よりも低い補助金であった年もあったように聞いているが、私が赴任して以降は減額されたことはない。

＜竹田委員＞

国基準という判断は、請願者も市も同じ考えであるという認識でよいか。

＜野波氏＞

国基準という保護者への配布文書や、幼稚園への説明はある。

今回は、支払の段階で減らしたいという説明を受けている。

＜竹田委員＞

昨年に支給された補助金は国基準として納得されていて、今年もそれと同等の国基準を求められているということでしょうか。

<野波氏>

そのとおりである。

<木曾委員>

就園奨励費補助金について、補正予算審査の中で、補正予算でなく当初予算に所要額を措置すべきであると指摘したところである。

国基準については、各自治体でさじ加減が可能だが、亀岡市では最終的には今まで減額せずにきている。財政状況が厳しい中ではあるが、請願を出していただいていることもあり、恐らく来年度以降もその方向でやっていくことのコメントももらっている。

請願いただいた内容は我々もしっかりと確認しながら、来年度の当初予算の内容を見ていきたい。

(質疑終了)

(委員間討議なし)

《討論》

なし

<田中委員>

請願には賛成させてもらうが、請願と補正予算が同時にならないように、教育委員会と十分に話をして合意いただくようお願いしたい。

《採決》

<石野委員長>

賛成者は挙手願う。

(賛成 全員)

挙手全員である。

よって、請願は採択と決定する。

(請願者 退室)

<石野委員長>

当該請願については、市政執行に関する請願として、執行機関への送付、並びに事後の状況、対応等の報告請求を行うこととしてよいか。

— 全員了 —

(2) 受理番号5 中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリー実現を求める意見書の提出に関する請願

— 請願者意見陳述なし —

《質疑》

なし

(委員間討議なし)

《討論》

なし

《採決》

＜石野委員長＞

賛成者は挙手願う。

(賛成 全員)

挙手全員である。

よって、請願は採択と決定する。

当該請願については、意見書の提出を求められている。

別添の意見書(案)を提出することとしてよいか。

— 全員了 —

12 : 24

6 陳情・要望について

(1) 第六見晴自治区への校区変更案反対に対する要望

— 第六見晴区長 大森基史氏ほか4名から、要望書に基づき意見陳述 —

《質疑》

＜堤委員＞

事情はよく理解した。

今後、再編にあたっていろいろな問題が出てくるのは当たり前のことである。

校区変更に対して、子どもがダメといているのか。親がおかしいと言っているのか。そのあたりはどうか。

＜意見陳述者＞

子どもは不安がっており、また、自分が悪いから追出されるような気持ちになってしまっている。

校区を変えないでほしいと言っている。

＜木曾委員＞

校区変更についての話は安詳小学校だけでなく、他の所でもいろいろな議論が出ている。

そもそも安詳小学校の問題については、900人近くの児童がいて、その児童をどうするのか真剣に考えておられるのも事実である。今のままでいくと府の学級編成基準である35人を超えて、40人にしていかなければならないような懸念があり、心配されているのも事実である。

子どもたちを無理やり校区変更させることに反対なのは理解できるが、問題は2つあって、1つは地元説明会の中で教育委員会が頭ごなしで一方的に話をしてきたのかということである。もう1つは現状からいえば安詳小学校の児童が900人を超えると考えられ、プレハブ校舎を建てていかなければならないが、敷地は目一杯の状況であり、また、放課後児童会も学校では実施できない状況となっていることである。

教育委員会としてもいろいろと考えていると思うが、やはり丁寧に説明し、子どもたちが傷つかないような形の中で、説明するように言ってきたところである。

教育委員会の説明の仕方はどうであったのか。

<意見陳述者>

説明会では計画ありきの話で私たちに伝わってくるものは何もなかった。計画自体も地域のコミュニティの状況等を考慮して作成されたものではなく納得できない。

説明会をしたという結果だけのことであり、私たちに伝わるものは何もなかった。子どもたちのことは一番であるが、地域のコミュニティも大切である。

児童数が増えているのは団地開発によるものであり、世帯数から子どもの数も把握できると思うので、なぜ今なのかという思いがあり、しわ寄せが私たちにきていると思う。子どものことが一番であるが地域性を阻害されるはどうかと思うので、そのあたりを考慮願いたい。

<木曾委員>

地域のコミュニティを大切にしていかなければならないというのはそのとおりである。ただ、篠町の中にはつつじヶ丘小学校、安詳小学校、詳徳小学校がある。どういうふうに校区を分けるかというのは難しい問題で、詳徳小学校が出来た時も浄法寺区と広田区が国道で分けられているような問題が起こったこともある。

そういうことも経験しているので、今回は慎重であるべきと思っている。過去を振り返って、慎重に進めていくべきであり、子どもを第一に考えるべきと思う。

<三上委員>

6月のブロック別協議会や安詳小学校で住民説明会が開かれ、そこで第六見晴の分断の話が出てきた。その後、第六見晴対象の説明会が開かれた中で、分断されることの話に対して、皆さんが言われたのは安詳小学校に残してほしいということであったと思うが、教育委員会が分かれることだけを避けてほしいということだけを受け取ったのであれば、分けないように全部持っていこうということになったのかも知れない。その辺りはどうであったのか。

<意見陳述者>

第六見晴区の集会所で地元説明会があり、その時に教育委員会からは第六見晴全体で詳徳小学校に行くことの提案があったが、私たちは総意でそれに反対した。見晴は第一から第八までコミュニティとしては一つであり、それを分けるのは到底納得がいかない。

<三上委員>

第六見晴が分かれるというのがいやだと訴えたのではなく、第六見晴全体で詳徳小学校に行くことの提案にダメだと伝えたのに、再度そういう提案を出してきたということではいか。

<意見陳述者>

そのとおりである。

(質疑終了)

0 : 5 5

(委員間討議なし)

<石野委員長>

本件については貴重な意見として聞き置くこととし、今後の委員会活動に参考としていきたい。

以上で要望審査を終了する。

(要望者 退室)

7 その他

(1) 議会だよりの掲載事項について

<石野委員長>

議会だよりの掲載事項について協議を願う。

<三上委員>

指摘要望事項に関わって、補正予算の内容も含めて掲載してはどうか。

<木曾委員>

指摘要望事項に関連した補正予算の内容については、空調設置、トイレ改修の学校名、金額なども掲載していただきたい。

— 全員了 —

<三上委員>

京都で初めての義務教育学校について挙げてはどうか。

— 全員了 —

<木曾委員>

第31号議案について、賛否が分かれたので挙げてはどうか。

— 全員了 —

(2) わがまちトークの対応について

— 別紙のとおり —

(3) 次回の月例開催について

— 下記のとおり決定 —

日時：1月23日(月) 午前10時～

案件：「市の象徴」「中学校給食に係る提言」

<竹田委員>

今回、委員長の采配により、補正予算審査を先にして、請願審査を後に回していただいたが、今後も微妙な請願審査については、今回のような配慮をいただきたい。

— 全員了 —

<石野委員長>

他になければ、これで総務文教常任委員会を閉議する。

13:15 閉議